

第39回 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理審議会 会議録

会議日時	平成20年5月12日(月) 開会 午後1時30分 平成20年5月12日(月) 閉会 午後3時15分			
会議場所	鶴瀬駅西口整備事務所 会議室			
出席委員	委員定数10名中 出席者10名			
出席者	会長	日鼻昭三郎	委員	坂間正衛
	副会長	吉田次一	委員	塩野芳雄
	委員	秋元良蔵	委員	萩原章
	委員	飯塚和美	委員	萩原茂昭
	委員	石井敏雄	委員	宮本松司
	幹事	佐野 まちづくり環境部長		
	市職員等	浦野市長、齊藤所長、山田副所長、清水副所長、吉川主査		
欠席委員	なし	傍聴者	2名	
議長	日鼻昭三郎	書記	吉川達也	

会 議 事 項

会議に先立ち、任期満了に伴う改選による（新）鶴瀬駅西口土地区画整理審議委員当選証書付与（選挙による委員8名・4月18日付）並びに委嘱状交付（学識経験委員2名・5月12日付）式を行う。

1. 開 会 佐野幹事

2. 市長あいさつ 浦野 清 市長

各委員自己紹介 部長及び事務所職員自己紹介

事務局より審議会の任務について説明

- ・資料1 審議会の権限等（法56条）
- ・資料2 施行規程
- ・資料3 富士見市土地区画整理審議会会議規則

3. 会 長 選 挙 幹事は、会長選挙の進行を幹事が行うことで委員の了承を得る。

幹事より会長選挙（会議規則第4条第4項）の方法について、投票及び指名推薦のどちらで行うか全委員に諮り、指名推薦で行うことと決定した。

委員より日鼻委員を会長へ指名推薦するとの発言があり、全委員に諮ったところ異議は無く、日鼻委員が審議会会長と決定した。

（新）会長あいさつ 日鼻昭三郎 会長

4. 議 長 選 出 日鼻会長（会議規則第4条第6項）

5. 副 会 長 選 出 委員の互選により選任（会議規則第4条第4項）

委員より議長に一任するとの発言があり、会長が吉田委員を副会長として指名。

全委員の賛同により吉田委員が副会長に選任された。

（新）副会長あいさつ 吉田次一 副会長

会 議 事 項

6. 議事録署名委員の選出 秋元委員・飯塚委員（会議規則第13条第1項）

議題に入る前に、会議規則第6条（会議の公開）に基づき、会長より会議の傍聴者が2名おり、会議を公開とし傍聴の可否を委員に諮った結果、会議を公開とし傍聴を許可するとの同意を得て、傍聴者2名を入室させた。

7. 議 題

（1）諮問事項 <下記2件の諮問について市長が諮問書朗読後、会長へ諮問書を手渡す。>

（市長退席）

評価員の選任について

事務局より萩元實三郎氏の経歴について説明。
議長よりこの諮問について意見を求める。

質疑 萩元氏が評価員としてどのような評価に精通しているのか？

回答 過去に当区画整理評価員をお願いしていた時期があり、また市職員の間、税務畑を経験し、固定資産税評価を始め公的土地評価等に精通している。

議長が採決を宣言し、出席者の挙手を求めた結果、全員挙手により「原案に同意する」との答申を行うことと決定した。

仮換地の変更について

資料に基づき事務局より説明

質疑 資料の現状図を見て、区画整理なのに何故旗竿になるような当初の仮換地変更を行ったのか？

回答 換地設計の方針に基づき20m道路からの出入り、無電柱化及び他の地権者の換地への影響が出ないように考慮し、現状図のように変更した。

意見 他の地権者への影響がなければ、当申出者の財産権の侵害にならないように変更を認めてもよいのではないのか？

会長 当変更案を認めてしまえば、20m道路沿いに換地を受けた者が同様に変更を求めてくる前例となると共に、当審議会が報告を受けた換地設計の方針が形だけのものとなり、意味を成さない事になってしまうのではないのか？

会 議 事 項

会長の意見をを受けて事務所所長より、20m道路沿いの無電柱化とした経緯、20m道路からの車乗り入れ禁止などの換地設計の方針について説明。

意見 20m道路からの出入りの禁止については、当地区の街づくりの発展のためには、いかがなものかと思う。

意見 より詳細の説明と検討がなければ、個人の財産の問題に対して、今日聞いたばかりですぐ回答しろというのには無理があると思う。

会長 確かに個人の財産にかかわる問題について、すぐに回答できるものでもない。この件に関しては、継続審議ということにできないのか？

質疑 仮換地の当初指定の際には、今回の申出者から意見等があったのか？
回答 当初指定当時には特に意見等はいただけていない。

幹事 今回の仮換地変更については、申出者に相続が発生したため、変更について急を要している。
本諮問については、再度内容の整理を行い、次回の審議会開催の前までに資料をまとめた上で各委員に事前配布することとして、次回の審議会に再度諮りたい。

会長 当諮問については、継続審議とし次回の審議会において再度、審議し直したい。

当諮問については継続審議とすることで、全委員の了承を得た。

(2) 報告事項

保留地の処分予定について

事務局より資料に基づいて説明。

質疑 保留地について審議委員には報告だけなのか？
回答 保留地の決定については、諮問事項となるが、保留地の価格等については、評価員が定める事となっている。

(3) その他

会 議 事 項

- ・ 次回開催の審議会日程について7月11日(金)とすることで委員の了承を得た。
(次回の会議内容予定 仮換地変更の継続審議について、保留地公売について報告)

8 . 閉 会 佐野幹事